

市立病院産婦人科における診療体制の変更について

■ 市立病院の産婦人科は、東北大学医学部産婦人科医局からの派遣医師により診療を行っていますが、同医局に所属する医師の不足により、本年11月から来年3月までは、現行の常勤医師2名と非常勤医師1名の計3名体制から、常勤医師1名と非常勤医師1名の計2名による診療体制となります。

※ 7月13日発表時には、10月から常勤医師1名と非常勤医師1名の計2名の体制としていましたが、常勤医師1名の配置が1月間延長されています。

■ 令和6年4月からは、非常勤医師2名による診療体制となります。

■ このような中においても、分べん業務を維持し、安心して子どもを生み、育てる地域づくりに寄与するため、産婦人科の診療を次のとおりとします。

（1）産科分野

- ① 里帰り分べんを含め、通常分べんについては、これまでと同様に行います。
- ② 令和6年4月から、ハイリスク分べん（予定される帝王切開など、医療介入がなければ正常に分べんが終わらないお産）については、他の医療機関への紹介を基本とします。

（2）婦人科分野（令和5年9月から実施）

- ① 婦人科検診については、これまでと同様に行います。
- ② 婦人科分野に係る手術のうち、子宮筋腫、卵巣腫瘍などについては、当院では行わず、他の医療機関に紹介します。
- ③ 婦人科分野に係るがん化学療法についても、他の医療機関への紹介を基本としますが、通院への負担が大きいことから、御本人の意向を確認の上、市立病院での治療も可能とします。

■ 紹介先医療機関との連携をより強化し、引き続き良質な医療の提供に努めてまいりますので、市民の皆様の御理解をお願い申し上げます。